障がい者制度改革推進本部の設置について

平成 2 1 年 1 2 月 8 日 閣 議 決 定

- 1 障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始め とする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相 互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を 図るため、内閣に障がい者制度改革推進本部(以下「本部」という。)を 設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると 認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(障害者施策)

本部員 他のすべての国務大臣

- 3 本部は、当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、 改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推 進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。
- 4 本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、 障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の参集 を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 平成12年12月26日閣議決定により設置された障害者施策推進本部 (以下「旧本部」という。)は廃止し、これまで旧本部が決定した事項に ついては、本部に引き継がれるものとする。